

平成 30 年度第 1 回富山県いじめ再調査委員会 会議録

- 1 日 時 平成 31 年 1 月 31 日 (木) 午後 15 時 10 分～16 時 40 分
- 2 場 所 富山県民会館 6 階 613 号室
- 3 出席者 委員 4 名 油本秋美 (臨床心理士) 高坂愛理 (弁護士)  
永山くに子 (金城大学看護学部長) 吉本博昭 (精神科医)  
事務局 荒井克博 (総合政策局教育・スポーツ政策監)  
竹内延和 (企画調整室課長)  
矢谷義一 (県教育委員会小中学校課主幹) ほか 4 名
- 4 欠席者 村上満 (社会福祉士)
- 5 会議次第
  - (1) 荒井総合政策局教育・スポーツ政策監挨拶
  - (2) 委員長選出等
  - (3) 今回の会議の公開について
  - (4) 説明事項
    - ① 富山県におけるいじめの認知状況及び対策等について
    - ② 再調査等の全国的状況について
  - (5) 意見交換
  - (6) その他
- 6 議事の経過及び結果
  - (1) 開会にあたり、事務局から委員総数 5 名のうち 4 名の出席により定足数に達しており、富山県規則第 49 号富山県いじめ再調査委員会規則 (以下「委員会規則」という。) 第 5 条 2 項の規定により、本委員会が有効に成立したことが報告された。
  - (2) 荒井総合政策局教育・スポーツ政策監より挨拶があった。
  - (3) 事務局より各委員の紹介があった。
  - (4) 委員長の選出について、事務局から委員会規則第 4 条 1 項の規定により委員の互選で決定するとの説明があった。その後、永山委員が推薦され全員異議なく賛同したため、永山委員が委員長を務めることとなった。
  - (5) 事務局より委員会規則第 5 条 1 項により委員長が会議の議長となる説明があり、委員長となった永山委員が議長となった。
  - (6) 委員長の職務代理について、委員会規則第 4 条 3 項の規定に基づいて、議長より村

上委員が指名され、全員異議なく賛同した。

(7) 議事録署名人について、議長から油本委員、高坂委員の指名があった。

(8) 議長より、富山県いじめ再調査委員会運営要綱第6条の規定に該当する個人情報に係る内容が、今回の協議事項にないため議長は会議を公開することを提案し、全員異議なく承認。本会議は公開されることとなった。

(9) 説明事項①について、資料1～4により事務局から説明があった。質疑応答等については、事務局からの説明事項を全て終了後、一括して行うこととなった。

(10) 説明事項②について、参考資料9により事務局から説明があった。

(議長)

事務局からの説明に基づき、質問、意見等を伺いたい。

(吉本委員)

いじめの認知件数を見て、1,000人当たりの件数を見ると富山県が少ないというのは、教育委員会をはじめ皆様方で頑張っているからと考える。ただ少し気になるのは、1,000人当たりのいじめの認知件数の比率が、小学校、中学校、高校と学年が上がるにつれ、全国のそれに近づいていることである。小学校は全国に比べて富山県はかなり少ないが、中学になると大体全国の半分ぐらいになり、高校になるとより全国との差が縮まってきている。これをどのように見るか。

小学校はすごく頑張っていたが、だんだん上に上がるとそうでなくなるのかもしれないし、次第に受験競争が激しくなるのが理由かもしれない。また、スクールカウンセラー等が小学校でより手厚いのかかもしれない。いろいろな分析があると思う。その辺を皆さん方が分析をして、富山県全体として、教育委員会として、全国平均に近づいていくのをどのように判断し、対策しているのか。もちろん、頑張っておられることは十分承知の上であるが。

(議長)

かなりシビアな質問である。詳細まで分析されているか、という質問であるが、どうか。

(事務局)

小中学校課では、公立の学校について、市町村の教育委員会を介して各学校の認知件数をいただいている。いじめの認知件数をいただく際には、数だけいただくのではなく、それぞれ個別の事案がどういう事案だったのかということも、あわせて報告してもらっている。先ほどの説明にもあったが、各学校ではいじめの認知漏れがないように、丁寧に一つ一つの事

案に対応していただいている結果と我々も認識している。ただ、今、吉本委員から指摘のあった分析等については、小中学校課ではそこまでの分析は進めていなかった。今、意見をいただき、そういう視点での分析が必要だと教えていただいたと考えている。今、指摘いただいた視点から、一体どういう状況で、学校種間でこういった差が徐々に縮まってきているのか、改めて分析につなげていきたいと考えている。

(議長)

詳細な分析が必要であるということは、よく理解はできるが、個人情報の公開をどの程度まで認めるとか、なかなか難しい点もあろうかと思う。そのあたりはどうか。

(事務局)

例えば、不登校の児童生徒数については、欠席が 30 日以上というふうに全国的に統一した物差しがあるため、30 日を超えれば不登校とカウントされていくが、いじめの認知件数については、一応、文部科学省から「このような事例」ということで例示はあるが、どんな事案をいじめと認知するかどうかということについては、学校間でも校種間でも多少の温度差があるし、都道府県によっても温度差があるのが現状ではないかと思う。だが、小学校ではどのような所に視点を当てていじめと認知しているのか、中学校では、高校ではということ、もう少し丁寧に聞き取りを行うなどの分析をしていくことにより、今、指摘いただいたことの分析結果の回答が見えてくる可能性もある。申しわけないが、結論は今はわからないということでは理解いただきたい。ただ、今後の分析の視点には生かしたいと考えている。

(高坂委員)

資料 2 の教育相談の充実・強化として、モデル事業を実施されたと説明があった。SNS を活用したいじめ相談モデル事業とあるが、具体的にはどのようなツールを利用されたのか。

(事務局)

L I N E を利用した。

(高坂委員)

実際、子どもたちの中では、スマートフォンを持ってはいるが、携帯会社と契約しておらず、スマホだけを持って、フリーW i F i だけで通信している子どもも結構多い。このような中、L I N E というツールは大変、有効だと思う。特に、家庭や社会の中で問題を相談しにくい子どもほど、フリーW i F i のみに頼ってスマートフォンを使っている傾向があるのでは、と個人的に思っている。L I N E の活用というのは大変素晴らしいことだと思うので、ぜひモデル事業の検証結果について教えていただければと思う。

(議長)

資料3の対応フローチャートモデルを説明していただいた際に「初期対応の誤りや対応の遅れがあると重大事案に直結していく」という話があり、なかなかアクションが起こせないというような実情の説明があった。教員の皆さんの苦労もすごくあるかと思うが、なかなか進まない要因は何かあるのか。

(事務局)

このとおり、と全ての学校に共通した回答というものは、恐らくないのではないかと思う。ただ、担任なり、部活動の顧問なり、養護教諭も含め、実際に日常的に子どもとかかわっている教員の感性の部分にも、ある程度かかわってくるところがあるのではないかと思う。例えば、同じ状況を見ても、これはもしかしたらいじめではないかと、疑いの目で報告なり対応なりを検討される先生もいれば、これは子ども同士のけんかかな、ということで見過ごしていくようなケースも、中にはあり得ることではないかと思う。

ただ、県教育委員会としては、教員によって見方等が違っていると、今ほど議長がおっしゃったように、対応が後手に回るケースもあるため、一人で判断するのではなく、組織的な対応を進めてほしいということは研修会の折にもお伝えしている。各学校においては、管理職がリーダーシップをとりながら、現状においては全ての学校において、いじめに対する組織の体制づくりや、アンテナを高くする取り組みが進められているものと考えている。

(油本委員)

私は現場を離れてから少し時間がたっているが、不登校やいじめ、虐待を含む子どもたちを見守る体制は、本当に充実して対応されていることを、先ほどの説明を聞いて実感した。ただ、今のいじめの認知件数等の話を聞いていて改めて思ったが、いじめと思うかどうかという、かかわる先生方の感性もあるかとは思いますが、それを学校の内部で話し合いができるような雰囲気はあるのだろうか。学校として認めても、それを教育委員会なり相談所なり、外部の機関に相談するという、風通しの良さは大切であると考えている。

クラスで問題が起きれば、クラス担任の力量不足、指導力不足と責められるような雰囲気はあたりしないか。学校が教育委員会に相談した場合、校長先生の指導力や学校運営能力が責められることはないか。また、膨大な資料の提出を求められるなど負担も大きいため、つい自分たちだけで何とか解決しようと走るきらいはないだろうか。

私も何年も前に、各学校に不登校や虐待で訪問したとき、そういった学校の雰囲気を強く感じたことがあった。風通しがよければ、だれもがもっと早期に対応できるのではないかと思う。これだけの件数を多いと見るか、少ないと見るか。少なければ少ないほど、自分の学校なりクラスで発生した問題を報告することに不安を感じ、すごく嫌なことだろうと思う。そういう雰囲気が学校にあるということは、果たしてどうなのだろうか、ということをお願いしながら説明を聞いていた。県教育委員会からも、その辺の環境づくりを進めていただき、もう少し速やかに相談できるような気風になればいいなと思っている。

(吉本委員)

油本委員は過去にそういうことに関係しておられたので、生々しい実際の声だろうと思う。意見交換のところで話ししようかと思っていたのだが、町田総合高校の動画（教室前で指導中と思われる教員が生徒を叩く様子）がネットに流れたりテレビに出たりして、どこまでが本当なのかわからないところがあるが、あれを見ていて、少なくとも二つのことを感じた。

一つは、学校の先生の人権があまりにも軽過ぎるということ。あの事件のあと、知っている学校の先生から「小学校でも先生を教育委員会に訴えてやる、と脅すようなことが起きている」と聞き、大変驚いた。それは多分、親が言っているからだろうと思うが、学校の先生の人権を軽く見すぎている。資料2にも人権教育と書いてあるが、当然、権利と義務はペアでなければいけないのに、権利ばかり主張して、義務を全然果たさない人がいる。それが世の中全体の風潮でもあるが、特に学校の先生はあんな様子ではやっていられないと思う。テレビを見てみると、あれはちょっとひど過ぎると思う。学校の先生の人権はどうなるのか、軽く見られ過ぎているのではないかと思った。

もう一つは、本当かどうかわからないが、学校はああいう事件が起きたら、生徒には問題はない、教師が悪い、としてしまうこと。生徒を叩いたことに関しては弁解のしようがないかもしれないが、あの生徒にも問題はあるかもしれない。ネットで炎上させようと言っていた、怒られるようなこともしていた、という情報もある。もし、そうであれば、生徒にも非があることになる。

校長先生は事なかれ主義で、なるべく炎上させないように、先生が悪くて生徒は悪くないというようなストーリーになれば父兄の怒りは下がるだろうが、そんなことをやっていたら先生の人権は守られない。校長先生はよく静めた、ということになるのかもしれないが、そんなことをやっていたら、今の色々ないじめだって、いじめと思ったとしても、こんな状況で、学校の先生が生徒を注意できるのだろうか。

先生の人権をきちんと守ってくれる状況があってこそ、初めて生徒にきちんと指導できると思う。下手に指導でもしたらお父さん、お母さんに言うぞ、教育委員会に言うぞ、と脅かされるような状況では、そんなものはやっていられるわけがない。

このように私が言うのは、医療の現場でも「モンスターペアレント」ならぬ「モンスターペイシエント」がいるということだ。私は以前にある公立病院にいたが、ああいう公的などころであればあるほど、はっきり多くいる、と言える。患者が救急で来て待たせたら、家族がやって来て「何で待たせるのだ」とがんがん怒ったり、医療のささいなことに文句を言うてくるとかがあり、どう考えたってひどいな、と思った。お金を払わない人たちも結構いて、そういう人に限って文句を言う。そんな人を相手に、上役の者が問題を起こさないように、とやっている間に、どんどん相手はエスカレートしてきて、こんな事では馬鹿馬鹿しくてやっていられない、こんなのは医療じゃない、と思えるような現場があった。こちらはこうしろと上役が指示するから、ただ頭を下げて、すみません、また気をつけます、とせざるを得ない。何か起こせば上役から「何で問題を起こさないようにやらなかったんだ」と言われるに決まっているから、どうしても頭を下げるを得ない。そうすると、もうこんなのはやっ

ていられない、という雰囲気になる。

それで、ある時期からあまりにもひどい事案については「場合によっては訴える」という方針が変わったら、わーわー言う人は少なくなった。私のクリニックでも、こういったことはたまに起きるが、そんな時は「訴えたければどうぞ。そのかわり、こちらでも反対に訴えますよ」と、対応するようになったら、そういった事案は簡単に減った。必ず訴えると吠えているが、本当に訴えた人はいない。誰が考えても、冷静に考えれば悪いに決まっている。こちらが訴えられて負けるわけがない。

このように、学校の先生を守ってあげるような仕組みをつくらない限り、この問題はなかなか無くならないと思う。学校の先生を守ってあげないと、ただ教育だからといって、その言葉で全部ひっくるめられるような状況では、やはり学校の先生のなり手がなくなる。ひどい事案に対しては、義務教育では難しいにしても、そんなに学校や先生に対して不満なら、高等学校ではさっと切ればいいと思う。やはりおかしいことはおかしい、と言えるようにしていくべきだ。

今は生徒の人権ばかり言っているが、果たすべき義務についてもきちんと言わなければならない。それがあって初めてこの問題を語れるし、そうでないと、いじめがあったときに学校の先生は困るのではないかと思う。早めの対応と組織の対応は、ある意味で相反する。確かにそのとおりで、早く対応しないといじめが炎上する。だが、組織対応という時間がかかる。当然遅れるわけで、油本委員が言われたように、先生を守ってくれるような仕組みがないと、校長先生が事なかれ主義でいたら、その校長は偉くなるかもしれないが、それでは現場はやっていられない、という具合になる。

ちょっとラジカルなことを言ったが、富山県だけではどうこうできないとは思いますが、そういうことを考えていかないと、あの動画を見たら、教師になりたいと思っている学生さんも、もうなりたくないと思うだろう。個人的にああいうのを見て頭にきたので、ちょっと言わせて頂いた。

(議長)

大切な先生の人権は守られているかというところも、一方的な見方をして片方を見ないと、また違う課題が出てくるので、この問題はそのあたりも考慮しながらやっていかなければいけないと思う。ポイントとして重要なことが出てきたと思う。ほかに意見がなければ先に進みたい。

続いて、いじめ再調査等の全国的状況について意見を伺う。どのニュースを見ても、かなり深刻な状況が伝えられているので、可能であれば第三者調査が開かれる以前に、的確な対応ができれば一番いいかと思うが、人間である以上、こじれていたり、みんなが真摯に受けとめていると思うが、ボタンの掛け違いが起きたり、認識のずれがあったりすると、こういうところまで行く、ということも私どもは十分認識をしておかなければならないとおきたい。

(吉本委員)

やはり、隠蔽は良くない結果を招くということである。国の省庁を見ている、誰かに忖度すると確なことになることがわかる。やはり事実は事実として受け止め、粛々と処理を行うことが大切であり、隠蔽工作は、後でそのことが露見した際に大変なことになることは明らかである。

自分としては、いじめは大人の社会にも山ほどあると考えており、当然教育だけでなく、様々な現場で同様のことが起こっている。パワハラに遭ったということで相談に訪れる方は相当数いる。そのような状況を子どもが実際に見ていることも有り得ることから、いじめの問題を学校教育だけでとどめるとするのは、現実問題としては難しいと言える。ただ、やはり教育においては、現実はそのようであったとしても、教育の場で教えられることは教えるべきである。人権と同時に、義務も大事だということを徹底的に教えていただきたい。

ただ、道徳が教科となり、評価されるというのは個人的には驚くべきことである。世間がおかしな方向に動いているように思われ、危険視している。これはいじめだけの問題ではない。大人の社会においては、常勤で企業に就職している人々はある程度保護されているが、そうでない人々は大変な状況にある。非正規雇用の人々は、実際にパワハラ被害に遭っており、病院に相談に訪れた際、被害を受けている人々の声を聞くと、そのようなことを実感させられる。

また、現在生活保護費は下降傾向にあり、生活保護費の決定方法の性質上、貧困に喘ぐ人々は今まで以上に生活が苦しくなっていくことが読み取れるが、そのような家庭における子どもは多くの問題が生じやすい。経済的に余裕のある家庭はより豊かに、経済的に厳しい家庭はより深刻な状況になりつつあるというのが日本の現状である。そのような事情も教育の場に影響を与えるのは当然だろうと思う。教育委員会の皆様も大変であることは承知しているが、そのような状況においても頑張っていたきたい。

(油本委員)

先ほどの事務局の説明において、問題が小さいうちから対応するような取組を、教育委員会でも数多く実施しているということを知り、とても心強く思っている。自分も、問題が起こってすぐに対応できれば良いと常々考えている。

そのような意味では、スクールカウンセラーが全小中学校に配置されたのは非常に喜ばしいことだと思っている。以前はやはり、学校の担任ではない外部の人間に相談することについては、あまり前向きな姿勢は見られなかったが、今は、身近な人ではない第三者だからこそ、心を開いて問題を話すことができるという意見もある。学校の担任とスクールカウンセラーの役割の違いを尊重しながら、相互に連携し、子どもたちに対応できるような体制づくりをしていただけたことは素晴らしいことである。

自分も、臨床心理士として子どもやその保護者、あるいは学校の教職員といった、様々な人々の相談に乗る機会があるが、とにかく早期の対応が必要と考えている。問題が長引けば長引くほど深刻で病理も深くなり、本人自身が何で困っているのかわからず、まして周りの

人に助けを求めることもできなくなっていることが多く、困難な状況の背景を探るといったマイナスなところから相談がスタートすることとなる。やはり、自分が困っていることを、早いうちに言葉にしたり助けを求めたりできるような、健康な状態にいる早い段階で関わられるような体制づくりができればいいと思っている。

そういう意味で、統計における数値が小さければ健全であるとは言い切れない。少数であればあるほど、表立って問題にすることを躊躇するような気持ちになってしまう。より簡単に相談できるよう、学校内部、学校と教育委員会、学校と様々な外部の機関の連携がより有効に、機能的に働くような体制作りを行うことができれば良いと思われる。

(高坂委員)

先ほどの説明において、全国各事例の検証から見えてきた問題点についての言及があった。自分も事前に資料を読ませていただいて、例えば神戸の中3女子生徒自死の事例からは、第三者委員会の中立性を欠くという問題、或いは第三者委員会の調査目的と遺族の願いとの相違という点、東京都葛飾区の中3男子の自死の事例からは、いじめの事実隠蔽そのもの、或いはいじめの事実と自死との因果関係の問題等、それぞれのケースにおいて様々な問題点が表出してきている。

やはりいじめの事実認定、あるいは因果関係の判断は大変難しく、弁護士である自分の実務においても、事実認定、特に因果関係の隠蔽については大変苦勞するところではある。だからこそ、事実と真摯に向き合い、ある種冷静に考えていかなければならない問題だと思っている。どうしても調査の中には遺族の思いという感情的な側面、或いはセンシティブな側面も関与してくるところではあるが、それでも、まずは第一にこの再調査を何のために行っているのかという、根本的な目的を見失わないようにしなければならない、という委員としての覚悟を再認識させていただいた。

当初調査の検証、そして当該重大事態への対応、さらには当初事案の再発防止ということ、ひいては、子どもの人権を守ることの責務の重さをいま一度自覚している次第である。そのためにも、今回の資料に付属していた、事例の分析等による問題点の徹底的な洗い出し、参考になるノウハウや調査方法なども勉強させていただき、委員自身が鍛錬をし続け、ひいては法改正や指針等の見直しなども必要になってくるかもしれないので、これからも怠ることなく、自己の責任を自覚して鍛錬してまいりたい所存である。

(議長)

例年本県においては、やはり学校の教職員の方々の力だと思うが、いじめ事案の件数が少ない。努力の結果、今のところは防止ができていないのではないかと考えている。しかし、これに関しては、明日はわからないというのも事実である。人が人に施すことでもあり、人が人として防げることでもあるのだが、そこには信頼関係といった要素が関与しており、人権擁護とはどういうことかとか、そのようなこともやはり県民全体で考えていく必要があると感じている。

吉本委員は、精神の領域が専門であり、大人のいじめについて、相当に深刻な状況を預かっておられるところだが、「子どもは大人の縮図」とはよく言うが、そのことが観面に表れてくる事案も多いのではないかと思う。

自身は助産師だが、その立場からとしては、近年の青少年、具体的には小・中・高・大学生においては、シングルマザーが圧倒的に多く、2人に1人という状況である。生活に余裕がなく、言いたいことも言えない子どもたちが、どこで何を発散しているかということも気になっているところである。健全な子どもに育てていくためには、学校教育もそうだが、やはり家族の支え等もベースにあるということをごここで申し上げておきたかった。そのようなことも含め、全体のことと考えていけたらよいと考えている。

多方面から、真摯に事実を事実として受け止め、検証することがポイントになってくると考え、本日は多くの意見を伺った。事務局も大変であることは存じているが、予防策で終えるように精進をしていただければと思う。

- (11) 事務局よりいじめの重大事態が発生し再調査となれば各委員に開催案内を出す旨の連絡があり、平成30年度第1回いじめ再調査委員会は終了した。